

## 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて（案）

平成 21 年 月 日

文部科学大臣決定

国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 35 条第 1 項に基づき、文部科学大臣が大学共同利用機関法人の第 1 期中期目標期間終了時に行うその組織及び業務全般にわたる見直しの内容を、別添 1 のとおり決定する。

今後、第 2 期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるように大学共同利用機関法人に求めるとともに、所要の措置を講じることとする。

本決定は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、国立大学法人等の教育研究の特性に配慮する観点から、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の「国立大学法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（別添 2）を踏まえ、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で文部科学大臣が決定するものである。

## 大学共同利用機関法人の第 1 期中期目標期間終了時における 組織及び業務全般の見直し (内容)

### 第 1 大学共同利用機関法人の現状

#### 1 大学共同利用機関法人の使命

大学共同利用機関は、それぞれが当該分野における全大学の共同利用の研究所として、個別の大学では整備や維持が困難な施設・設備や学術資料等を全国の研究者の利用に供し、効果的な共同研究を実施することにより、我が国の学術の発展に極めて重要な役割を果たしてきた。

大学共同利用機関の法人化は、16 の大学共同利用機関を 4 つの大学共同利用機関法人として再編し、独立した法人とすることにより、①自律的な環境の下で運営を活性化し、②共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に向けた戦略的な取組を促進することで、③我が国全体の学術研究の総合的な発展に資することを目指したものである。従って、各法人における法人化のメリットを活かした取組や機能の充実が一層期待されているところである。

#### 2 大学共同利用機関法人のこれまでの取組

法人化により、組織編成等の運営面や財政面において自由度が高まったことを受けて、それぞれの法人において各々の特色に応じた目標を立て、機構長のリーダーシップの下で、様々な工夫による事務の効率化や研究活動上の取組を進めている。

例えば、業務運営面においては、機構長の裁量による戦略的な予算配分、年俸制や任期制の導入・拡充、外部人材の積極的活用や、企業からの委託研究の拡大などに取り組むとともに、各種の評価結果を事業の改善に活用している。

研究面においては、各機関が全大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するという従前の取組に加え、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が法人を構成したメリットを活かし、従来の学問領域を越えた取組を進めており、これらの取組も一定の成果を上げてきていると考える。

## 第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

### 1 見直しの考え方

今回の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、大学共同利用機関の教育研究の特性への配慮や自主的・自律的な運営の確保等の観点に十分留意する必要がある。

このため、文部科学大臣による大学共同利用機関法人に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対し、文部科学大臣が見直し内容を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心となる。

なお、見直し内容を示すにあたっては、大学の自治の理念を踏まえ、個々の法人の具体的な組織や業務に言及するのではなく、全大学共同利用機関法人を対象に、一般的に見直すべき点を示すこととする。したがって、本見直し内容は、個々の法人に全ての項目が一律に該当するものではなく、各法人の状況に応じて該当する内容を検討する必要がある。

### 2 基本的な方向性

第2期中期目標期間においては、大学共同利用機関法人が第1期において果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、法人としての一体的な運営を一層推進することが必要である。

このため、法人化の趣旨を踏まえ、新たな学問領域の創成や大学共同利用機関の存在意義である共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、第2期中期目標期間を迎えるこの機会に、各機関間の連携を取りながら、法人としての一体的な運営を行う体制を強化することが必要である。また、各法人においてしっかりと今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことが必要である。

各法人においては、内外の学問動向を踏まえ、当該学問分野の総合的な発展をリードするとともに、新たな学問領域の創成に資する観点から、法人運営に関する機構長のビジョンを明確にすることが必要である。また、大学や大学共同利用機関を取り巻く状況の変化や課題にも留意して、中期目標・中期計画を策定することが求められる。

### 第3 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し

各法人は、各々の状況を踏まえつつ、この見直し内容に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案や年度計画に盛り込むことなどが求められる。

#### 1 組織の見直し

##### (1) 新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上のための組織の見直し

各法人においては、新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、法人化のメリットを活かして、機構長のリーダーシップの下で、今後の法人の組織等の在り方を検討することとする。その際、各機関については、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえ、共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、検討を行うこととする。

#### 2 教育研究、運営等の業務全般の見直し

##### (1) 教育研究等の質の向上

###### ①研究環境の向上

共同利用・共同研究機能を一層高める観点から、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果や、国公立大学や研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実に努めることとする。

###### ②多様な研究者の採用の推進

多様な分野の研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるよう努めることとする。また、これまで以上に活力のある創造的な研究環境を整備する観点から、各法人の実情を踏まえ、研究者の年齢構成や他機関での経験を考慮した採用、女性や外国人研究者等の比率を考慮した採用、若手研究者の自立的研究環境の整備、女性研究者等の能力の活用等を一層推進するよう努めることとする。

###### ③当該分野における中核拠点としての機能の充実・強化

新たな学問領域の創成に資するとともに、共同利用・共同研究を一層充実させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を拡大するよう努めることと

する。

また、各法人が我が国全体の共同利用・共同研究をリードし、新たな学問領域の創成に資する観点から、共同利用・共同研究拠点を含め、国公立大学や内外の研究機関との連携の一層の推進に努めることとする。

さらに、各法人が研究者コミュニティの中核としての役割を果たし、新たな学問領域の創成に資する観点から、教育研究評議会をより幅広い関係者から構成するなど、運営体制の改善を図るよう努めることとする。

#### ④大学における研究の支援機能の充実・強化

大学における独創的・先端的研究を支援する観点から、異分野の研究者による研究交流の場の提供や、サバティカル制度等の活用により大学の研究者の共同利用・共同研究への参画を促進するような仕組み等を検討することとする。

#### ⑤人材育成機能の充実・強化

優れた研究環境を有効に活用して人材育成を進める観点から、大学との連携による教育活動の一層の充実に努めることとする。

### (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

#### ①法人のガバナンスの充実

法人としての一体的な運営を推進する観点から、人事面も含め、法人本部の事務局機能の抜本的強化に努めることとする。

また、法人の運営改善に資するよう、経営協議会の運用の工夫改善等により、外部有識者の意見の一層の活用を図るとともに、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図るよう努めることとする。

#### ②財務内容の改善

各法人は、外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等にさらに努めることとする。

#### ③効果的・効率的な法人運営の促進

効率的な法人運営を行うため、アウトソーシングの推進を図るよう努めることとする。

また、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等の施設マネジメントの一層の推進に努めることとする。

#### ④国民に対する情報提供等の充実

大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていることを十分認識し、研究の成果及び社会や大学への貢献の状況等について、国民に分かりやすい形で情報提供するよう努めることとする。

#### ⑤法令遵守体制の充実

経営協議会は審議すべき事項が法定されていることから、法定されている事項を報告事項として扱うことのないようにする等、法令遵守（コンプライアンス）体制を確保するよう努めることとする。

#### ⑥その他

業務の一層の効率化を図る観点から、他の国立大学法人や大学共同利用機関法人における取組事例も参考にしつつ業務見直しを進めるよう努めることとする。

### 第4 制度改正等の措置

#### 1 国立大学法人運営費交付金の算定ルールの見直し

国立大学法人運営費交付金の個別の算定については、各法人の努力と成果を評価し資源配分に適切に反映させることを通じ競争的環境を醸成し切磋琢磨を促すこと、各法人の改革を支援すること、各法人の特性・状況に配慮しつつ経営の効率化を促すことを基本として、以下のような見直しを行う。

- (1) 全法人について一律に設定されている「効率化係数」について、各法人の規模（事務費）や人件費率等に応じて設定すること。
- (2) 各法人の個別の教育研究プロジェクトに対する支援に当たって、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を促進する観点から、現行の特別教育研究経費の区分や内容を大幅に見直すこと。
- (3) 国立大学法人運営費交付金の一部の算定の際、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構の行った平成16～19年度の業務実施に係る評価の結果を反映すること。

#### 2 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画への反映の確保

法人の自主性を考慮しつつも、第3に掲げる内容を各法人が作成する中期目標・中期計画の素案に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、財政上の理由など真にやむをえない場合には、中期目標・中期計画の素案の修正を行うなどの所要の措置を講じる。